

2・5 海洋汚染防止対策

2・5・1 船底防汚塗料に含まれる禁止物質の追加

船底に使用される防汚塗料は、2001 年に採択された有害防汚方法規制条約 (AFS 条約) により、TBT (トリブチルスズ) などの有機スズ化合物の使用が禁止されている。2017 年 7 月の第 71 回海洋環境保護委員会 (MEPC71) において、AFS 条約に基づく禁止物質に、新たにシブトリン (通称イルガロール) を追加することが提案された。

これを受け、2018 年 2 月に開催された第 5 回汚染防止・対応小委員会 (PPR5) において、AFS 条約の改正プロセスの一環として、シブトリンが環境に与える影響などの技術的検討を行う「初期レビュー」が実施され、その結果、シブトリンの有害性が確認されたので、MEPC に対し、より広範な観点からの検討を行う「包括的レビュー」の実施が勧告された。

2019 年 5 月の MEPC74 では、シブトリンの新規使用禁止に加え、現存船に対しても遡及的に、過去に塗布したシブトリンを除去するよう義務付ける条約改正案が提出されたが、わが国から、現存船に対する遡及的なシブトリンの除去義務付けについては、その影響等について十分な議論・検討を踏まえるべきであると指摘した結果、条約改正の承認は見送られ、PPR7 において、現存船に対する適用のあり方について、更に検討することが決定した。

2020 年 2 月の PPR7 において、欧州諸国が、現存船における対応可能性に係る参考情報とともに、改めて原案通りの AFS 条約改正案を主張する文書を提出し、わが国は、シブトリンが塗布後 1 年間で 99.9% 以上溶出しているとのデータとともに、現存船に対する遡及適用の影響を更に検討すべきと主張する文書を提出した。審議の結果、シブトリンについて、規制の適用対象は以下の通りとなった。

- ① 新規の塗装: 外航船・内航船ともに禁止
- ② 過去の塗装: 内航船は適用除外
外航船は、最も外層の塗装 (直近塗布分) について、
 - － 400 総トン以上: 除去又は溶出防止塗料の上塗り
 - － 400 総トン未満: 沿岸国が認めれば、適用除外

まとめると、最外層の塗料にシブトリンが含まれていなければ対策は必要なく、また内航船・小型船への遡及適用は除外となった。

今回合意した条約改正案は、次回の IMO MEPC で条約改正の審議を行い、2022 年 7 月に条約改正が発効する予定となる。